コンサル・県内

コンサル・県外

〔令和9･10 年度定期申請〕

沖縄県測量及び建設コンサルタント等業務
入札参加資格審査申請書　提出要領

県内業者（本社・本店を県内に置く者）用
県外業者（本社・本店を県外に置く者）用

※　沖縄県内に営業所があっても、本社・本店が県外であれば、県外業者になります。
※　入札参加資格審査申請後、変更事項が発生した場合の変更届・承継についての
　申請様式も掲載していますので、この要領は審査後も捨てないでください。
※　県外業者の申請方法は郵送のみとなっております。

沖縄県　土木建築部　技術・建設業課

目　　次

１．はじめに …… 1

２．データ申請の手順…… 1

３．測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格申請要件
（１）申請要件 …… 2
（２）一部業務についての申請要件…… 2
（３）留意事項 …… 2
（４）業種区分 …… 3

４．申請の方法
（１）受付期間 …… 3
（２）申請方法及び郵送先 …… 4
（３）提出書類一覧表…… 5
（４）提出方法及び提出部数 …… 7
（５）結果の通知 …… 8
（６）申請以後の変更届…… 8
（７）入札参加資格審査申請後の承継…… 9
（８）申請上の注意点…… 9

５．「技術職員有資格者名簿」の資格の取り扱いについて ……10

別表　市町村コード及び管轄の土木事務所一覧表 ……11
別表　有資格区分コード表（測量及び建設コンサルタント等業務）……12
入札参加資格審査申請後変更届出書（様式５） ……14
測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格承継書（様式６）……15

１．はじめに

沖縄県土木建築部が発注する令和９・10 年度の測量及び建設コンサルタント等業務の入札に参加を希望する者は、以下の要領に基づき申請書を提出してください。

なお、国や市町村等、沖縄県以外の機関が発注する業務の入札参加を希望する者は、各発注機関に対して別途申請が必要となります。

２．データ申請の手順

CD-R（窓口申請のみ USB メモリ可）を用いたデータ申請及び受付を行います。

提出要領４．(３)提出書類一覧表で書類を揃えてから、データ申請入力してください。

1　沖縄県技術・建設業課のホームページから「入札参加資格」にアクセスする。
https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1012089/1027288/index.html

⇩

2　「令和９・10 年度建設工事等入札参加資格審査（定期）」のページにアクセスし、「測量及び建設コンサルタント（県内）/（県外）」Zip のエクセルファイル等をダウンロードする。

⇩

3　データ提出に用いる CD-R 又は USB メモリ（データが何も入っていない空のもの）をパソコンに接続し、「入力手引書」に従い、申請書（エクセルファイル）に必要事項を入力する。

申請書に記入する“受付番号”については、ホームページに掲載しているコンサル業者受付番号表をご確認ください。

初めて入札参加資格審査を受ける場合は、技術・建設業課 建設業指導契約班（098－866－2374）まで電話にてお問い合わせのうえ、**受付番号の交付**を受けてください。

⇩

4　CD-R（窓口のみ USB メモリ可）にデータを保存し、申請書をプリントアウトする。

※ **データを保存すると自動的に申請書が作成・印刷されます。**

保存されるデータは、

県内業者：エクセルファイル×１、自動作成された csv ファイル×２　合計３つ

県外業者：エクセルファイル×１、自動作成された csv ファイル×１　合計２つ

行政書士が複数の業者についてまとめて申請する際は、業者ごとにフォルダを作成してください。なお、申請に係るデータ以外のファイル等は、CD-R 又は USB メモリに保存しないでください。

⇩

5　データ　（CD-R（窓口申請のみ USB メモリ可））　と申請書等　（フラットファイルに綴る。）　を提出する。（CD-R はこちらで処分します）

申請内容に不備等があり、指定された期日までに訂正を行わなかった場合は、申請書を受理できない場合もあります。

３．測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格申請要件

（１）申請要件（※基準日は**令和８年 12 月１日**とする。）

次の①から⑧を全て満たしていること。

① 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
（適用が除外されている場合を除く）

② 雇用保険に加入していること。（適用が除外されている場合を除く）

③ 次の各号の一に該当する事実があった後、１年以上を経過していること。

ア　契約の履行に当たり、故意に業務の成果品の品質を粗雑にし、又は粗雑にしたことにより関連する工事若しくは製造等の品質低下を招くなど、不正の行為をした者。

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ　正当な理由がなく契約を履行しなかった者。

④ 営業開始後１年を経過していること。

⑤ 申請する業種区分について、直前２年の確定した年間平均実績高（公共事業以外の実績も含む）があること。　※年間平均実績高の考え方については、この要領の４（８）申請上の注意点若しくは提出様式２「経営規模等総括表」に記載がありますので、ご確認ください。

⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けた事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。

⑦ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

⑧ 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年沖縄県条例第 35 号）第２条第２項に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（２）一部業務についての申請要件

（下記申請希望業者は（１）（２）両方の要件を満たすこと）

① 測量業務（測量一般、地図の調整、航空測量）を希望する者は、測量法第 55 条の５の規定による登録を受けていること。

② 建築関係建設コンサルタント業務中、建築一般を希望する者は、建築士法第 23 条の３の規定による登録を受けていること。

③ 補償関係コンサルタント業務中、不動産鑑定を希望する者は、不動産鑑定評価に関する法律第 24 条の登録を受けていること。

（３）留意事項

①　入札参加資格審査申請をした者が次のアからオに該当するときは資格の登録を行わないこと、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。

ア．入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。

イ．審査の過程若しくは審査終了後、実態調査に応じなかったとき。

ウ．審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。

エ. 審査の過程若しくは審査終了後、労働基準法など入札参加者が当然に遵守すべき法令に違反があることが明らかになったとき。

オ. 審査の過程若しくは審査終了後、警察からの通報等により暴力団関係業者であると認められたとき。

② 技術者名簿に記載する技術者については、役員や事業主を除き標準報酬月額が 18 万円を下回る者は認められません。（県内業者のみ）

③ 入札参加資格の有効期間は、登録の日から令和 11 年３月 31 日までです。

ア. 追加受付は、令和９年度中に２回実施する予定です。（６月及び 12 月の予定）

イ. 追加受付では、「新規登録」及び「既登録業者の未登録の業種区分」、「登録済の業種区分に係る業務内容の追加」について追加受付を行います。

（４）業種区分（６区分）

申請に係る業種区分は次の６つです。（　）内は業務内容となっています。

① **測量**（測量一般、地図の調整、航空測量）

② **建築関係建設コンサルタント**（建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査）

③ **土木関係建設コンサルタント**（土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、河川砂防及び海岸・海洋、電力土木、道路、トンネル、施工計画施工設備及び積算、機械、地質、廃棄物、造園、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、都市計画及び地方計画、港湾及び空港、建設環境、水産土木、電気電子）

④ **地質調査**（地質調査）

⑤ **補償関係コンサルタント**（土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償、不動産鑑定、登記手続等）

⑥ **調査業務**（磁気探査、環境関係、その他）

４．申請の方法

（１）受付期間

【県内業者】（本社・本店を県内に置く者）

・沖縄本島及びその周辺離島に営業所がある者

令和８年 12 月１日（火）～ 12 月 14 日（月）　※郵送の場合は必着

窓口時間　午前：　９時 00 分 ～ 11 時 30 分

午後：　13 時 30 分 ～ 16 時 00 分

・宮古地区（宮古島市、多良間村）及び八重山地区（石垣市、竹富町、与那国町）に営業所がある者

令和９年１月７日（木）～ １月 20 日（水）　※郵送の場合は必着

窓口時間　午前：　９時 00 分 ～ 11 時 30 分

午後：　13 時 30 分 ～ 16 時 00 分

【県外業者】（本社・本店を県外に置く者）

令和８年 12 月 15 日（火）～ 12 月 28 日（月）　※郵送のみ。必着

（２）申請方法及び郵送先

原則郵送申請となります。

窓口申請の場合は、書類の預かりのみの対応となります。予約制ではありません。

県外業者は郵送申請のみです。

※郵送申請の場合は、書留郵便等（一般、簡易、配達記録郵便等）で配達記録が残る方法で郵送してください。

宮古地区及び八重山地区の県内業者は所轄の土木事務所にて、その他県内業者及び県外業者は沖縄県技術・建設業課が対応致します。

初めて入札参加資格審査を受ける者は、技術・建設業課 建設業指導契約班（098-866-2374）まで電話にてお問い合わせのうえ、**受付番号の交付**を受けてください。

申請内容に不備等があった場合、指定された期日までに訂正を行わなかった場合は、申請書を受理できない場合もありますので、余裕をもって申請してください。

【県内業者】（本社・本店を県内に置く者）

・**沖縄本島及びその周辺離島**に営業所がある者

沖縄県技術・建設業課建設業指導契約班 宛

〒900－8570　那覇市泉崎１－２－２（県庁 13 階）　　TEL：098－866－2374

＊窓口申請をされる方は県庁 11 階第１・２会議室へお越しください。

・**宮古地区**（宮古島市、多良間村）に営業所がある者

沖縄県宮古土木事務所総務用地班 宛

〒906－0012　宮古島市平良西里 1125（宮古合同庁舎３階）TEL：0980－72－2769

・**八重山地区**（石垣市、竹富町、与那国町）に営業所がある者

沖縄県八重山土木事務所総務用地班 宛

〒907－0002　石垣市真栄里 438-1（八重山合同庁舎３階）TEL：0980－82－2217

【県外業者】（本社・本店を県外に置く者）

沖縄県技術・建設業課建設業指導契約班 宛

〒900－8570　那覇市泉崎１－２－２（県庁 13 階）　　TEL：098－866－2374

（郵送する際の注意事項）

１．封筒の表面に「R９・10 測量・コンサル入札参加申請書在中」「会社名」を記入してください。

２．書類の不足・不備等がないよう、よく確認したうえで提出してください。

３．申請期間中に申請書を提出された場合であっても、提出書類等の訂正を指定する期日までに行わなかった場合は、資格審査が行えませんので申請書を返却させていただきます。

４．訂正がある場合には再提出の期間が必要となりますので、早めに提出してください。

５．書類の受領確認については電話では行いません。申請書（副）に受付印を押印し返送しますので、返信先を記入し切手を貼付した返信用封筒又はレターパックを同封してください。

申請データの保存媒体は CD-R を利用してください。（CD-R はこちらで処分します）

（３）提出書類一覧表

① 次の＜提出書類一覧表＞の順に必要な書類を並べて提出してください。

② 申請者が「建設コンサルタント登録業者」、「地質調査登録業者」、「補償コンサルタント登録業者」であるときは、No.**６～10 の書類**については、国土交通省登録コンサルタントの現況報告書の写しで可とします。

③ No.2 及び３（県外業者は No.2 のみ）は、申請書（エクセルファイル）から自動的に作成・出力されます。指定様式ですので、必ずデータ入力の際に出力されたものを提出してください。

④ No.４～７（様式１～４）については、技術・建設業課ホームページに掲載されている様式をダウンロードして作成してください。

＜提出書類一覧表＞　提出の際にはこの番号順に並べて提出してください。

No	提出書類等	県内業者	県外業者	備　　考
1	申請データ（CD-R（窓口のみ USB メモリ可））※申請データ以外は何も保存しないこと。 CD-R 表面に「会社名」「受付番号」を記入する。	○	○	申請用ファイルから自動的に出力される下記のファイルが保存された USB メモリまたは CD-R ・ コンサル申請○○．xls ・ 業者カード○○．csv ・ コンサル資格者リスト○○．csv（県内業者のみ） ・ ○○.xml （電子納税証明書 e-TAX 利用者のみ） ※ ○○は、８桁の受付番号に変更すること。
2	R９・10 業者カード（県内コンサル）（県外コンサル） ※データ保存後に自動的にプリントアウトされたもの	○	○	「職員の保有資格」欄には、常勤の職員を計上すること。 令和８年 12 月１日現在で在籍する常勤の技術者が対象 標準報酬月額が 18 万円を下回る者は、技術者として認められません。 有資格区分コード表の資格で該当するものがあれば、申請業種に照らし可能な限り入力。 「健康保険、厚生年金保険にかかる標準報酬決定通知書等写し」の名前順に入力してください。
3	R９・10 技術職員有資格者名簿（県内コンサル） ※データ保存後に自動的にプリントアウトされたもの	○	×	
4	一般競争（指名競争）参加資格申請書(測量･建設コンサルタント等)（様式１）	○	○	９頁（８）①を参照すること ※押印不要
5	経営規模等総括表（様式２）	○	○	９頁（８）②を必ず参照すること
6	測量等実績調書（様式３）	○	○	**入札参加を希望する業種毎に作成すること**
7	営業経歴書（様式４）	○	○	創業年月及び創業後の沿革を記入すること
8	商業登記簿謄本の写し	○	○	法人の場合のみ
9	業者（事務所）の登録通知書（又は証明書）の写し	○	○	業者（事務所）登録を行っている場合に提出すること。（登録有効期限に注意） **２頁の３（２）①～③に掲げる業務を希望する場合は必ず提出すること。**

No	提出書類等	県内業者	県外業者	備　　考
10	税務申告の決算書の写し 又は財務諸表（様式任意） **（※１　現況報告書）**	○	○	直前２年の確定した年間平均実績高があることを確認できるもの。９頁（８）②参照。
11	[法人（個人）事業税]の 県税納税証明書　**※直前２期分**	○	△	・**未納税額がないこと**の証明書（写し可） ・県外業者は、沖縄県内に営業所がある場合のみ提出すること
12	国税納税証明書 （法人税又は申告所得税）及び（消費税及び地方消費税） ※e－Tax 利用の場合、納税証明データシート(電子データを出力したもの)	○	○	・**未納税額がないこと**の証明書（写し可） ・様式その３の２（個人事業者） ・様式その３の３（法人事業者） ※ e－Tax 利用の場合は、CD-R 又は USB メモリに電子データも保存すること。（データの保存方法については№１参照）
13	「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員の保有資格の確認書類	○	×	「技術職員有資格者名簿」に記載した資格についてのみ添付することとし、それ以外は添付しない。 ※ 確認書類については、有資格区分コード表（提出要領 11 頁～）を参照のこと。 ※ 有効期限に注意すること。（更新切れ等）
14	「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員及び「業者カード」で常勤の職員とした職員の健康保険・厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等の写し（船員保険も含む）	○	×	個人事業者（従業員が４人以下）で適用除外の場合は、「雇用保険被保険者証の写し」及び「賃金台帳の写し」を添付すること。（事業主のみ、又は家族従業員のみで雇用保険に加入していない場合は「賃金台帳の写し」又は「確定申告書の写し（専従者・給与賃金の氏名欄で確認）」を添付すること。 後期高齢者を雇用している場合は、「後期高齢者医療被保険者証の写し」＋「賃金台帳（又は源泉徴収票）の写し」か「確定申告書の専従者・給与賃金の氏名欄の写し」 給与額の改定などにより標準報酬決定通知書に記載がない者については、「月額変更届の写し」を添付すること。（ただし証明書類の確認上、改定年月 11 月以前のものに限る）
15	社会保険料納入確認書又は健康保険・厚生年金保険加入・納入証明書の写し	△	△	**※社会保険料（健康保険・厚生年金保険）は、令和８年９月分（10 月末支払分）まで未納がないこと** **※労働保険は、直近の申告及び納期分まで未納がないこと** ・適用除外業者は提出する必要がありません。
16	労働保険証明書（労災のみは不可）（写し可）又は労働保険概算・確定保険料申告書及び保険料納付の領収がわかるもの（写し可）	△	△	

No	提出書類等	県内業者	県外業者	備　　考
17	郵送申請・窓口申請どちらの場合も申請書（副）が入る規格の返却用封筒（切手貼付）又はレターパック	△	○	返信先を記入すること。配達記録等を希望する場合は、必要額の切手を返信用封筒に貼付する。
18	結果通知書送付用切手（140 円分）	○	○	８頁（５）審査結果の通知用。封筒等に貼り付けたりせず、そのまま同封すること。

○：提出が必要な書類　　△：該当があれば提出する書類　　×：提出が不要な書類

※１　国土交通省登録業者で３頁（４）業種区分③～⑤のみを希望している者が、国の確認印を受けた**現況報告書**の副本の写し（入札参加申請希望業種毎、２年分）を提出する場合は、No.６～No.10 の書類提出を省略できます。なお、業種区分①②⑥を希望している者は、No.６～No.10 も提出してください。

（４）提出方法及び提出部数

原則郵送申請となります。

窓口申請の場合は、書類の預かりのみの対応となります。

県外業者は郵送申請のみです。

①　CD-R（窓口申請のみ USB メモリ可）CD-R 表面に「会社名」「受付番号」を記入してください。（郵送申請の CD-R は、審査完了後こちらで処分します）

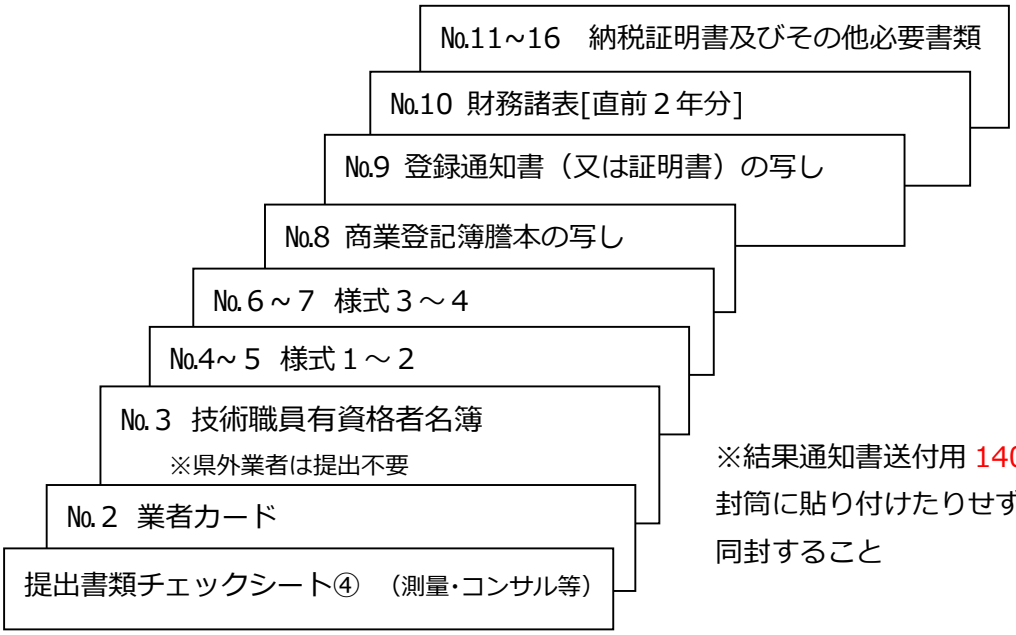
②　申請書類等

以下に示すとおりに書類を整理し、背表紙と表紙に「商号名称」と「受付番号」を記入したＡ４のフラットファイル（色は自由）に綴じ込んで提出してください。

提出部数：２部（１部は提出用原本（正）、１部は申請者控（副）写し可）

申請書（副　申請者控）は、No.２、No.３、様式１～４のみの提出も可。（添付書類は不要）

※書留郵便（一般、簡易、配達記録郵便等）で配達記録が残る方法で郵送してください。



※結果通知書送付用 140 円切手は封筒に貼り付けたりせず、そのまま同封すること

※チェックシート④で提出書類を確認後フラットファイルの一番上に綴ってください。

（５）結果の通知

審査結果は**令和９年３月上旬までに**申請者あて郵送にて通知する予定です。なお、結果に対する異議申立ては、技術・建設業課 建設業指導契約班（TEL：098-866-2374）で、**結果通知後14日以内に限り**受け付けます。

（６）申請以後の変更届

入札参加資格審査申請以後、下記の事項に変更があった場合は、入札参加資格申請後変更届出書（様式５）と次に掲げる添付（確認）書類を速やかに提出してください。

なお、様式は技術・建設業課ホームページにてダウンロードできます。

https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1012089/1027288/index.html

※下記事項以外の変更（技術者の追加、削除等）については、提出の必要はありません。

変更事項 **※本社及び沖縄（管轄）営業所**	**添付（確認）書類**
・商号名称 ・本社の所在地 ・代表者	商業登記簿（写し可） ※法人のみ。個人業者の場合は添付なし。
沖縄（管轄）営業所 ・名称 ・代表者	なし
沖縄（管轄）営業所の所在地	該当事項について確認できる書類（写） 例：県税事務所又は市町村税務担当課へ提出した届出書
本社及び沖縄（管轄）営業所 ・郵便番号 ・電話番号 ・ＦＡＸ番号	なし
廃業	なし
沖縄（管轄）営業所の新設・廃止	該当事項について確認できる書類（写） 例：県税事務所又は市町村税務担当課へ提出した届出書
業者（事務所）登録の登録・消除	業者（事務所）登録通知（又は証明書）(写)、又は消除通知書（写） ※ただし部門の追加・削除については変更届を提出する必要はありません。

※ 提出部数：１部（必要に応じて申請者の控えも作成してください。）

提 出 先：沖縄県技術・建設業課建設業指導契約班 宛

〒900-8570　那覇市泉崎１－２－２　　※郵送可

（７）入札参加資格審査申請後の承継

合併・営業譲渡・分割等による事業の承継については、技術・建設業課建設業指導契約班（TEL 098-866-2374）へ **事前にお問い合わせください**。

なお、承継の申請を行う場合には、別添の「測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格承継書（様式６）」の提出が必要となります。

（８）申請上の注意点

① 様式１： 一般競争（指名競争）参加資格申請書

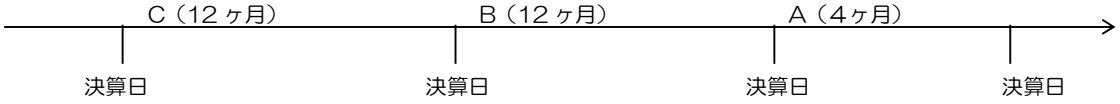
登録等を受けていない事業欄は、二重線で抹消してください。

② 様式２： 経営規模等総括表（**税抜き、千円未満切り捨て**）

測量等実績高について、直前２年の決算額及びその平均実績高を希望する業種毎に記入してください。また、直前２年の年間平均実績高を記入するにあたり、決算期を変更したため 24 カ月分に満たない場合の年間平均実績高は、次の例のように算出してください。

なお、決算が一期分しかない場合は、当該一期分の半分が二期分の平均実績高になります。

(例)



[直前２年の実績の算式]

$$A\text{の受注金額}+B\text{の受注金額}+\left(C\text{の受注金額}\times\frac{24\text{カ月}-(A\text{の月数}+B\text{の月数})}{12\text{カ月（Cの月数）}}\right)$$

直前２年の平均実績高＝直前２年の実績÷２（税抜き、千円未満切り捨て）

なお、上記例の場合は様式２「測量等実績高」の直前第１年度分決算はA(４カ月)を記入し、直前第２年度分決算はB(12 カ月)+（Cの受注金額×・・・・）の実績とその決算期間（CからBまでの期間）を記入します。

※決算期を変更したため 24 ヶ月に満たない場合は、直前２年の実績の算式を確認するため、提出書類№10「税務申告の決算書の写し又は財務諸表（様式任意）」にて**直前３年の確定した年間平均実績高があることを**確認する必要がありますので、№10 は必要分提出してください。

③ 様式３： 測量等実績調書（**税抜き、千円未満切り捨て**）

希望業種毎に分けて作成してください。枚数が足りない場合はコピーしてご利用ください。

④ 提出書類等 No.９：業者（事務所）の登録通知書（又は証明書）

営業に関し、法律等に基づく登録の証明書（写し可）

（イ）測量業者登録証明書　　（ロ）建築士事務所登録証明書

（ハ）建設コンサルタント登録証明書　（ニ）地質調査業者登録証明書

（ホ）補償コンサルタント登録証明書　（ヘ）不動産鑑定業者登録証明書

（ト）計量証明事業者登録証明書　　（チ）土地家屋調査士登録証明書

※（イ）～（チ）以外の登録については不要

５.「技術職員有資格者名簿」の資格の取り扱いについて

届出を行う技術者の資格は、別紙「有資格区分コード表」のとおり、登録業者名簿の技術者数欄に掲載される資格のみ記入するようになっています。

提出書類等 No.２「業者カード」に記入する技術者（保有資格）数、及び提出書類等 No.３「技術職員有資格者名簿」に記入する技術者の資格については、この「有資格区分コード表」に従って記入してください。また、１人の技術者が、１級及び２級（建築士等）、士及び士補（測量士等）のように、等級の異なる同一資格を保有している場合には、実態より過大な評価にならないよう上位の資格のみ記載するものとなっていますので、この点も申請書類の記入に際して留意ください。

なお、「設備設計一級建築士」や「構造設計一級建築士」を記入する場合は、「一級建築士」も申請書類に必ずご記入ください。

（別表）

市町村コード及び管轄の土木事務所一覧表

	市町村名	コード	土木事務所		市町村名	コード	土木事務所
	那覇市	47201	南部		読谷村	47324	中部
	宜野湾市	47205	中部	中	嘉手納町	47325	中部
	石垣市	47207	八重山		北谷町	47326	中部
	浦添市	47208	中部	頭	北中城村	47327	中部
	名護市	47209	北部		中城村	47328	中部
	糸満市	47210	南部	郡	西原町	47329	中部
	沖縄市	47211	中部				
	豊見城市	47212	南部		与那原町	47348	南部
	うるま市	47213	中部		南風原町	47350	南部
	宮古島市	47214	宮古		渡嘉敷村	47353	南部
	南城市	47215	南部	島	座間味村	47354	南部
					粟国村	47355	南部
	国頭村	47301	北部	尻	渡名喜村	47356	南部
	大宜味村	47302	北部		南大東村	47357	南部
国	東村	47303	北部	郡	北大東村	47358	南部
	今帰仁村	47306	北部		伊平屋村	47359	北部
頭	本部町	47308	北部		伊是名村	47360	北部
	恩納村	47311	北部		久米島町	47361	南部
郡	宜野座村	47313	北部		八重瀬町	47362	南部
	金武町	47314	北部				
	伊江村	47315	北部	宮古	多良間村	47375	宮古
				八	竹富町	47381	八重山
				重	与那国町	47382	八重山
				山			

県外市区町村のコードについては、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）のホームページ等でも確認できます。（J-LIS　https://www.j-lis.go.jp/spd/code-address/jititai-code.html　「地方公共団体コード住所」で都道府県を選択します。）なお、同ホームページにおいて、コードは６桁（都道府県コード：２桁＋市区町村コード：３桁＋検査数字：１桁）で表記されておりますが、**申請書には検査数字（末尾１桁）を除いた５桁のコードを入力ください**。

（別表）

有資格区分コード表（測量及び建設コンサルタント等業務）

業種区分	資格区分	コード	資格名	確認書類	根拠法令等
建築	一級建築士	137	一級建築士	免許証の写し	建築士法
	設備設計一級建築士	078	設備設計一級建築士	建築士証の写し	建築士法
	構造設計一級建築士	079	構造設計一級建築士		建築士法
	二級建築士	238	二級建築士	免許証の写し	建築士法
	その他資格者	062	建築設備士	合格証書の写し	建築士法
		064	建築構造士	登録証の写し	民間資格
		076	建築積算士（建築積算資格者）		民間資格
		080	建築コスト管理士		民間資格
測量	測量士	107	測量士	合格証明書又は登録証明書の写し	測量法
	測量士補	208	測量士補		測量法
土木	技術士	701	技術士：機械部門	登録証の写し	技術士法
		702	技術士：船舶・海洋部門		技術士法
		703	技術士：航空・宇宙部門		技術士法
		704	技術士：電気電子部門		技術士法
		705	技術士：化学部門		技術士法
		706	技術士：繊維部門		技術士法
		707	技術士：金属部門		技術士法
		708	技術士：資源工学部門		技術士法
		722	技術士：建設部門（土質及び基礎）		技術士法
		723	技術士：建設部門（鋼構造及びコンクリート）		技術士法
		724	技術士：建設部門（都市及び地方計画）		技術士法
		725	技術士：建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）		技術士法
		726	技術士：建設部門（港湾及び空港）		技術士法
		727	技術士：建設部門（電力土木）		技術士法
		728	技術士：建設部門（道路）		技術士法
		729	技術士：建設部門（鉄道）		技術士法
		730	技術士：建設部門（トンネル）		技術士法
		731	技術士：建設部門（施工計画、施工設備及び積算）		技術士法
		732	技術士：建設部門（建設環境）		技術士法
		710	技術士：上下水道部門		技術士法
		711	技術士：衛生工学部門		技術士法
		712	技術士：農業部門		技術士法
		713	技術士：森林部門		技術士法
		714	技術士：水産部門		技術士法
		715	技術士：経営工学部門		技術士法
		716	技術士：情報工学部門		技術士法
		717	技術士：応用理学部門		技術士法
		718	技術士：生物工学部門		技術士法
		719	技術士：環境部門		技術士法
		720	技術士：原子力・放射線部門		技術士法
		781	技術士：総合技術管理部門（機械）		技術士法
		782	技術士：総合技術管理部門（船舶・海洋）		技術士法
		783	技術士：総合技術管理部門（航空・宇宙）		技術士法
		784	技術士：総合技術管理部門（電気電子）		技術士法
		785	技術士：総合技術管理部門（化学）		技術士法
		786	技術士：総合技術管理部門（繊維）		技術士法
		787	技術士：総合技術管理部門（金属）		技術士法
		788	技術士：総合技術管理部門（資源工学）		技術士法
		789	技術士：総合技術管理部門（建設）		技術士法
		790	技術士：総合技術管理部門（上下水道）		技術士法
		791	技術士：総合技術管理部門（衛生工学）		技術士法
		792	技術士：総合技術管理部門（農業）		技術士法
		793	技術士：総合技術管理部門（林業）		技術士法
		794	技術士：総合技術管理部門（水産）		技術士法
		795	技術士：総合技術管理部門（経営工学）		技術士法
		796	技術士：総合技術管理部門（情報工学）		技術士法
		797	技術士：総合技術管理部門（応用理学）		技術士法
		798	技術士：総合技術管理部門（生物工学）		技術士法
		799	技術士：総合技術管理部門（環境）		技術士法
		800	技術士：総合技術管理部門（原子力・放射線）		技術士法

	RCCM	751	RCCM:河川、砂防及び海岸・海洋部門		民間資格
		752	RCCM:港湾及び空港部門		民間資格
		753	RCCM:電力土木部門		民間資格
		754	RCCM:道路部門		民間資格
		755	RCCM:鉄道部門		民間資格
		756	RCCM:上水道及び工業用水道部門		民間資格
		757	RCCM:下水道部門		民間資格
		758	RCCM:農業土木部門		民間資格
		759	RCCM:森林土木部門		民間資格
		760	RCCM:水産土木部門		民間資格
		761	RCCM:廃棄物部門		民間資格
		762	RCCM:造園部門		民間資格
		763	RCCM:都市計画及び地方計画部門		民間資格
		764	RCCM:地質部門		民間資格
		765	RCCM:土質及び基礎部門		民間資格
		766	RCCM:鋼構造物及びコンクリート部門		民間資格
		767	RCCM:トンネル部門		民間資格
		768	RCCM:施工計画、施工設備及び積算部門		民間資格
		769	RCCM:建設環境部門		民間資格
		770	RCCM:機械部門		民間資格
		771	RCCM:電気電子部門		民間資格
		772	RCCM:建設情報部門		民間資格
	一級土木施工管理技士	113	一級土木施工管理技士	合格証明書の写し	建設業法
	二級土木施工管理技士	214	二級土木施工管理技士(土木)		建設業法
		215	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)		建設業法
		216	二級土木施工管理技士(薬液注入)		建設業法
	その他資格者	061	地すべり防止工事士	登録証の写し	大臣認定
		081	コンクリート診断士		民間資格
		051	土木学会認定技術者(特別上級土木技術者)	認定証の写し	民間資格
		052	土木学会認定技術者(上級土木技術者)		民間資格
		053	土木学会認定技術者(1 級土木技術者)		民間資格
		054	土木鋼構造診断士	登録証の写し	民間資格
設備	電気系資格者	127	一級電気工事施工管理技士	合格証明書の写し	建設業法
		228	二級電気工事施工管理技士		建設業法
		155	第一種電気工事士	免状の写し	電気工事士法
		256	第二種電気工事士		電気工事士法
		258	電気主任技術者(第1種～第3種)	資格者証の写し	電気事業法
		268	甲種消防設備士(第四類)	免状の写し	消防法
		269	乙種消防設備士(第四類又は第七類)		消防法
	機械系資格者	129	一級管工事施工管理技士	合格証明書の写し	建設業法
		230	二級管工事施工管理技士		建設業法
		168	甲種消防設備士(第四類を除く)	免状の写し	消防法
		169	乙種消防設備士(第四類及び第七類を除く)		消防法
		265	給水装置工事主任技術者		水道法
補償	不動産鑑定士	071	不動産鑑定士	登録証明書の写し	不動産鑑定評価法
	補償業務管理士	801	補償業務管理士:土地調査部門	登録証の写し	民間資格
		802	補償業務管理士:土地評価部門		民間資格
		803	補償業務管理士:物件部門		民間資格
		804	補償業務管理士:機械工作物部門		民間資格
		805	補償業務管理士:営業補償・特殊補償部門		民間資格
		806	補償業務管理士:事業損失部門		民間資格
		807	補償業務管理士:補償関連部門		民間資格
		808	補償業務管理士:総合補償部門		民間資格
	土地区画整理士	073	土地区画整理士	合格証明書の写し	土地区画整理法
	土地家屋調査士	082	土地家屋調査士	登録証の写し	土地家屋調査士法
	公共用地取得実務経験者	099	沖縄総合事務局等発行の実務経験者証明書	実務経験がわかるものの写し	―
地質	地質調査技士	074	地質調査技士	登録証の写し	大臣認定
調査	環境計量士	075	環境計量士		計量法
	港湾海洋調査士	077	港湾海洋調査士(危険物探査部門)	認定証の写し	民間資格
	磁気探査技士	072	磁気探査技士		民間資格

様式５

入札参加資格審査申請後変更届出書

年　　月　　日

受付番号 □□第□□□□□□号

沖縄県知事　殿

商号名称

代表者

令和９・10 年度　測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請後、下記のとおり変更があったので届出します。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

様式６

測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格承継書

年　　月　　日

沖縄県知事　殿

受付番号
被承継者
住　　所
商号名称
代表者

受付番号
承 継 者
住　　所
商号名称
代表者

令和９・10年度　測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格を別紙の理由により承継したいので、関係書類を添えて申請します。

資格承継する業種

沖縄県指令土第　　号

申請のとおり承認します。

年　　月　　日

沖縄県知事